

## 平成31年度事業所適正化事業

平成31年3月13日 障害者支援課

## 1 趣旨

平成29年11月、「一般社団法人しあわせの庭」の運営する指定就労継続支援A型事業所（以下「A型事業所」という。）の経営破たんに伴い利用者等が大量解雇される事態が生じたが、A型事業所における運営及び執行の適正化を図り、このような事態を未然に防止するため、当該事業を運営する法人・事業所職員等を対象とした研修やコンサルタント派遣を実施するとともに、当該事業を運営する法人等に対する指導・監査等の充実を図る。

## 2 事業概要

平成30年12月に広島県障害者自立支援協議会が策定した『検証報告書』で取り上げられている再発防止に向けた取組への提言を踏まえ、『検証報告書』で示された「目指すべき姿」を実現するため、次の事業を実施する。

- <目指すべき姿> (1) 事業所指定・指導の適正化  
 (2) A型事業所のあるべき姿を目指した運営の底上げ  
 (3) 利用者が能力を最大限発揮し、安心して働ける場の確保

目指す姿	事業内容
(1)	<p>①指定・取消における審査体制の強化【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家によるA型事業所（県所管法人）の指定や取消審査に対する県への助言 参加：経営専門家（中小企業診断士，公認会計士），福祉専門家等による審査</li> </ul> <p>②指導・監査への助言</p> <p>経営改善計画の進捗状況，財務内容等の点検・審査により，A型事業所の運営の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準未達事業所※の立入検査に指導監査専門官（中小企業診断士等）を帯同し，財務状況の確認等のA型事業所点検事業の実施（県所管法人）</li> <li>・国立保健医療科学院の主催する社会福祉施設等担当職員研修，広島県社会福祉協議会が主催する財務・経理研修への県職員派遣</li> </ul>
(2)	<p>③A型事業所職員の資質向上のための研修【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害に対する理解を深めること及び利用者の特性に応じた就労支援スキルの向上 主にA型事業所の直接処遇職員を対象（県内全A型事業所対象） 県内2会場で実施</li> </ul> <p>④A型事業所の経営改善のための研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善に係る専門家によるセミナー 主にA型事業所の管理者及び管理業務担当職員等を対象（県内全A型事業所対象） 県内2会場で実施</li> </ul> <p>⑤A型事業所の収益力向上のための経営支援【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益力の低いA型事業所へ生産性向上のためのアドバイス等を行い，利用者の工賃向上を目指す。</li> <li>・経営コンサルタントを派遣し，A型事業者が作成する収益力向上のための経営改善計画を実施するうえでアドバイス等を行う。（県内で経営改善計画を提出する全A型事業所対象）</li> </ul>
(3)	<p>⑥相談支援事業所職員へのA型事業に関する説明会【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員を対象に，検証結果等を説明し，不適格事業者の情報共有やハローワークとの連携強化の協力を要請等する。 県内3会場で実施（県内全相談支援事業所対象）</li> </ul>

※ 「基準未達事業所」：次の指定基準を満たしていないA型事業所。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第63号）」第165条第2項

2 指定就労継続支援A型事業者は，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が，利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

## 3 その他

『検証報告書』の中で国への「制度要望」とされた事項は，平成30年12月25日，福山市と共同で厚生労働省に対し要望活動を実施した。

厚生労働大臣

根本 匠 様

# 要 望 書

指定就労継続支援A型事業所の経営破たん  
に係る再発防止に向けた要望

平成30年12月

広島県・福山市

## 要 望

指定就労継続支援A型事業所の経営破たんが、全国的に相次いでいますが、本県においても、平成29年11月、福山市に本拠を置く一般社団法人「しあわせの庭」が経営破たんし、経営する2つのA型事業所の利用者106名、職員29名が一斉解雇されました。

当該法人は、給与の一部や解雇予告手当を支払わず、利用者に対する再就職先や障害福祉サービスの斡旋などの必要な措置を行わなかったことから、利用者・職員は極めて厳しい状況に陥りました。

障害者に雇用の機会を提供するA型事業所において、このような事案が生じたことは極めて残念であり、A型事業所はもとより、障害福祉サービスの制度に対する信頼を揺るがしかねない重大な事態であると考えております。

このため、県と福山市は連携し、広島県障害者自立支援協議会において事案の検証を行い、再発防止に向けた取組への提言と国への制度要望を検証報告書に取りまとめました。

このような事案の発生を防止するためには、A型事業所が基準を遵守し適正な運営に努めることはもとより、制度を所管する国、A型事業所を指定・指導する県・市、支給決定を行う市町など、関係機関が連携して、課題の解決に取り組む必要があると考えております。

については、A型事業所の健全な発展を促し、障害者の経済的な自立を図るため、国におかれましては、本要望内容の実現について、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

平成30年12月25日

広島県知事 湯崎 英彦 ㊟

福山市長 枝広 直幹 ㊟

## 【目次】

1	事業所指定・指導の適正化について	1
	(1) 国の監査基準の見直しと行政職員に対する研修機会の確保について	1
	(2) 事業所設置法人に対する調査権の及ぶ範囲の明確化について	1
2	A型事業所のあるべき姿を目指した運営の底上げについて	1
	(1) 精神障害者の利用が多数を占める実態に見合った事業所のあり方検討 について	1
	(2) A型事業所の経営改善の自助努力を促す報酬体系について	1
	(3) A型事業所におけるテレワークの活用について	2
3	利用者が能力を最大限発揮し、安心して働ける場の確保について	2
	(1) 市町の相談支援全般に対する財政的支援の充実について	2
	(2) 相談支援事業所の不足解消に向けた報酬体系の維持・水準の引き上げ について	2
	(3) 指定基準の厳格化・財務基盤の脆弱な事業者の参入禁止等について	3
	(4) A型事業所経営破たん時の未払賃金保障制度の拡充について	3
	(5) 障害者の生活支援について	3

## 1 事業所指定・指導の適正化について

### (1) 国の監査基準の見直しと行政職員に対する研修機会の確保について

検証報告書を踏まえ、県及び福山市は、申請書類の見直しや、審査・指導マニュアルの改定、職員のスキルアップに取り組むとともに、事業計画の審査は外部の専門家を活用するなど、適切な審査体制を整備することとしている。

については、事業所指定・指導に地域差が生じないように、指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について(平成26年1月23日障発0123第2号)の改正や行政職員に対する研修機会の確保などを図ること。

### (2) 事業所設置法人に対する調査権の及ぶ範囲の明確化について

県及び福山市は、事業所検査と合わせて、法人・事業所全体の経営状況を把握することとしているが、調査権の及ぶ範囲が明確ではないことから、法人・事業所全体の経営状況の調査を円滑に行うため、障害者総合支援法第48条第1項による調査権が及ぶ範囲を明確にすること。

## 2 A型事業所のあるべき姿を目指した運営の底上げについて

### (1) 精神障害者の利用が多数を占める実態に見合った事業所のあり方検討について

A型事業所は、制度発足時と比べ精神障害者の利用が大きく増加しており、障害特性に応じた適切な個別処遇を行うため、事業所のあり方を検討すること。

例えば、職員配置基準において、精神保健福祉士の配置は加算項目に過ぎないが、精神障害者の利用割合等によっては、必置とする必要がある場合が考えられるなど。

また、専門職員の人材不足等で職員配置基準の早急な見直しが困難な場合は、A型事業所に精神保健福祉士等の専門職員のアドバイザー派遣などの支援策を講ずること。

### (2) A型事業所の経営改善の自助努力を促す報酬体系について

平成30年度の報酬改定により、平均労働時間別の基本報酬や新たな加算が導入されたが、指定基準達成(自立支援給付を賃金に充てていない)事業所と基準未達(自立支援給付費を賃金に充てている)事業所の報酬について、差は設けられていない。

このことは、基準未達事業所に経営改善の暇を与えるものではあるが、基準未達事業所に経営改善を促し、指定基準を達成させるため、基準達成

事業所の努力を加算等で評価するなど報酬上のメリハリをつけること。

また、評価の要素として、利用者のQOL（生活の質）の向上の視点も取り入れ、障害福祉サービスの質を確保すること。

### (3) A型事業所におけるテレワークの活用について

ICTを活用した新たな障害者の在宅雇用が注目されており、A型事業所においても施設外就労のひとつとしてテレワークが認められているが、市町は不正利用の可能性があることから適用に慎重である一方、事業所は厳重な管理を敬遠し、本県での利用は進んでいない。

通勤困難や長時間の継続勤務が難しい障害者にとって大きな可能性をもつ働き方であることから、テレワークを普及させるため、規制を緩和するとともに、適用を基準達成事業所に限るなどの措置を講ずること。

## 3 利用者が能力を最大限発揮し、安心して働ける場の確保について

### (1) 市町の相談支援全般に対する財政的支援の充実について

本事案では、一般就労が可能な程度に能力が高い利用者の能力が活かされず、逆にA型利用の適性に乏しい利用者も在籍していた。これは、当該法人が行った、定員確保を優先した募集活動に対し、市町の支給決定の審査が形骸化していたことが一因となっている。

全県調査においても、暫定支給決定の実施率が低い中で、セルフプランが多いという状況であることから、全ての市町において、適切に支給決定が行われるよう、相談支援全般に対する財政的支援（地域生活支援事業あるいは交付税措置）の充実を図ること。

### (2) 相談支援事業所の不足解消に向けた報酬体系の維持・水準の引き上げについて

県内のA型事業所に関する支給決定の状況を調査したところ、セルフプランが44%という状況であった。長年、相談支援事業所の報酬が低い水準で運営されたことが、相談支援事業所の不足を招き、セルフプランが多い原因となっている。

平成30年度の報酬改定により、相談支援事業の改善が図られたところであるが、相談支援事業所の不足解消に向け、計画相談やモニタリングなどの相談支援事業所の活動を適正に評価する報酬体系を維持するとともに、報酬水準を引き上げること。

### (3) 指定基準の厳格化・財務基盤の脆弱な事業者の参入禁止等について

当該法人は、一般社団法人として法人格を持っているが、形骸化しており、内部牽制もなかった。障害福祉サービスへの参入資格の緩和が、障害福祉サービスの拡大に寄与したが、一定の歯止めも考えることが必要である。

そのため、指定基準を厳格化（法人の種類・規模・体制等）するとともに、特に、当該法人の様に自己資金を準備せず、借入金で全てを賄うなど財務基盤の脆弱な事業者の参入は禁止すること。

また、公認会計士又は税理士の関与を必須化し、経営情報等を公開することにより、内部牽制体制を強化すること。

### (4) A型事業所経営破たん時の未払賃金保障制度の拡充について

利用者の未払賃金は、破産手続きにおいて職員と同様に、独立行政法人労働者健康安全機構の未払賃金立替払制度により、給与の8割が保護され、残りの2割と解雇予告手当は保障されない（支払いは、破産財団の配当に委ねられる）。

しかし、勤め先の経営破たんに際し、障害者が予め危機を察して転職したり、破たん後すぐに新たに就職することは困難であり、破産手続きによる配当が行われるまで時間を要することから、障害者の権利擁護のため、未払賃金保障制度を拡充すること。

### (5) 障害者の生活支援について

当該法人の利用者には、A型事業所の利用の適性に乏しい利用者も在籍しており、適切な処遇を受けられず事業者の助成金集めに利用されたが、その一方で、利用者には最低賃金は支払われ、生活の糧を得ることはできた。

今後、A型事業所が業務改善に取り組み、適正な支給決定に向け関係機関の連携が進むと、このような障害者が地域で困窮する可能性が高いため職業訓練受講給付金の様に、障害者についても、訓練と生活支援をうけることができる制度の創設を検討すること。